

お知らせ

国民健康保険運営協議会を傍聴できます

国民健康保険料の改正などについて審議します。

【日時】  
▽1月27日(金)  
午後1時30分～3時30分  
▽2月7日(火)  
午後7時30分～9時

【会場】 ウイメンズバル(立石5-27-1)

【対象】 区内在住の方、または葛飾区国民健康保険の被保険者各日15人

【申込方法】  
電話で1月24日(火)午後5時まで(多数抽選)。  
【申し込み・担当課】  
国保年金課  
☎(5654)8209

確定申告をする方へ  
介護保険料・後期高齢者医療保険料は、  
社会保険料控除の対象となります

納付書払いまたは口座振替で納めた保険料

1月下旬に対象の方へ区から郵送する「介護保険料(普通徴収)納付済額のお知らせ」、「後期高齢者医療保険料納付済額のお知らせ」でご確認ください。

年金天引きで納めた保険料

1月下旬に対象の方へ各

平成29年第1回区議会定例会

【日程】 2月15日(水)～3月27日(月)(予定)  
傍聴など、詳しくはお問い合わせください。  
【担当課】 区議会事務局 ☎(5654)8506

かつしか生きものトラ  
ンプを販売しています



▲かつしか生きものトランプ

区内に残る自然の大切さや、区内で見られる植物・昆虫・野鳥・水の生き物たちに興味や関心を持つきっかけとなるよう、区と葛飾区生物多様性推進協議会が協働して作成しました。遊ぶことはもちろん、見ても楽しめるトランプです。

【見本展示・販売場所】  
区政情報コーナー  
(区役所3階304番)

【販売価格】 300円  
(1人5セットまで購入可)

【担当課】 環境課  
☎(5654)8237

国民健康保険料  
休日納付相談

保険料の納付などでお困りの方はご相談ください。

粗大ごみの受け付けを一時停止します

粗大ごみ受付センターのシステムメンテナンスのため、次の期間受け付けができません。

【受付停止期間】  
▽電話 1月29日(日)終日  
▽インターネット  
1月28日(土)午後8時～29日(日)午後7時

【問い合わせ】  
粗大ごみ受付センター ☎(5296)4400

【担当課】 リサイクル清掃課

【日時】  
1月29日(日)午前9時～正午  
【会場・担当課】  
国保年金課  
(区役所3階315番)  
☎(5654)8213

医療連携相談員(葛飾区医師会非常勤職員)を募集します

【勤務内容】  
区内の病院や診療所、高齢者総合相談センターなどへの在宅療養に関する情報の提供、訪問診療医や訪問看護などの必要な支援の調整、関係する連携会議への出席

【募集人数】 若干名  
【対象】  
保健師、看護師、社会福祉士のいずれかの資格を有する方  
【勤務期間】  
2月中旬～9月30日(半年)(この更新可)  
【勤務日時】  
月～金曜日のうち、週4日または5日  
午前9時～午後1時または午後1～5時(勤務日や勤務時間は応相談)  
いずれも午後8時からの連携会議に出席の場合あり  
【報酬など】  
▽保健師

事業者の方へ特別区民税・都民税のお知らせ

【提出先・担当課】 〒124-8555葛飾区役所税務課(区役所3階321番) ☎5654-8550

●平成29年度給与支払報告書を提出してください  
給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務がある事業者は、給与の支払いを受けている従業員の平成29年1月1日現在の住所の区市町村(住民税課税担当係)に、次の書類を提出してください。

- ▶給与支払報告書(総括表)
- ▶給与支払報告書(個人別明細書)
- ▶普通徴収切替理由書(普通徴収となる従業員がいる場合)

【提出方法】  
1月31日(火)(消印有効)までに税務課(区役所3階321番)へ持参か郵送。

●特別徴収を徹底します  
所得税の源泉徴収義務がある事業者は、特別徴収義務者として、特別区民税・都民税を給与から差し引くこと(特別徴収)が法律で義務付けられています。平成29年度から、原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定しますので、ご理解・ご協力をお願いします。ただし、下表の理由に該当する場合、届け出により納税義務者が納付書などで納める方法(普通徴収)が認められます。

符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数が2人以下である(下記「普B」～「普F」に該当する全ての従業員数(他区市町村分を含む)を差し引いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収する(乙欄該当者など)
普C	給与が少なく税額が引けない
普D	給与の支払いが毎月ではないなど不定期である
普E	事業専従者である(個人事業主のみ対象)
普F	退職者または退職予定者(平成29年5月末日まで)である

【普通徴収への切替届出方法】  
給与支払報告書と併せて、「普通徴収切替理由書」を添付し、普通徴収とする従業員などの個人別明細書の摘要欄に、該当する切替理由の符号(普A～F)を記入し、提出してください。詳しくはお問い合わせください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は原則、特別徴収となります。  
▶普通徴収切替理由書の提出がない、または普通徴収切替理由の符号が個人別明細書の摘要欄にない。

▶eLTAX\*で給与支払報告書を提出(普通徴収切替理由書の添付は不要)する場合で、該当する方の普通徴収欄にチェックがない。

\*インターネットを利用して地方税における手続きを電子的に行う地方税ポータルシステムの呼称

関係機関のお知らせ  
電波の安全性に関する説明会

電波(電磁波)について、その性質や身体への影響などを専門家が分かりやすく説明します。  
【日時】2月23日(木)13時30分～16時30分【会場】九段第3合同庁舎11階(千代田区九段南1-2-1)  
【定員】200人【申込方法】1月16日(月)から電話で(先着順)【申し込み・問い合わせ】関東総合通信局電波利用環境課 ☎(6238)1804  
東京水道あんしん診断の実施(無料)

東京都水道局では、全のお客さまに水道局の取り組みを知っていただき、水道水の良さを実感していただくとともに、お客さまのご意見や要望をきめ細かく把握するための東京水道あんしん診断を実施しています。  
【対象】都営水道給水区域の大規模事業者などを除く水道使用者【期間】平成31年度まで【内容】各戸を訪問し、簡易漏水調査・簡易水質調査・アンケート調査・PR冊子の配布など【その他】訪問する診断員は、制服・ネームプレートを着用し、浄水器などの販売や金銭を請求することは一切ありません。また、お客さまの屋内に立ち入ることはありません。なお、この診断は任意であり、強制ではありません。【問い合わせ】東京都水道局東京水道あんしん診断相談室 ☎(5638)7555(平日午前9時～午後5時)



▲このマークが目印です